装管調第５１２１号
令和２年３月３１日
一部改正　装管調第１７６４１号
令和２年１２月２３日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部長
防衛医科大学校事務局経理部長
防衛研究所企画部長
統合幕僚監部総務部長
陸上幕僚監部監理部長
陸上幕僚監部装備計画部長
海上幕僚監部装備計画部長
航空幕僚監部総務部長　殿
航空幕僚監部装備計画部長
情報本部総務部長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁調達事業部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁調達管理部長
（公印省略）

情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについての細部事項について（通知）

標記について、情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについて（装管調第３８０号。令和２年１月１４日）（以下「撤去役務取扱通知」という。）第４項の規定に基づき、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

１　用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　借上器材　情報システムの借上契約において借り上げた情報システム

器材（借上品目表に記載されているソフトウエア等及びその他部材等を含む。）をいう。

(2)　撤去　撤去役務を実施する契約相手方に借上器材を引き渡し、官の敷地外に搬出することをいう。

(3)　返還　借上器材をその所有者に引き渡すことをいう。

(4)　撤去役務　借上器材の撤去から返還までの役務をいう。

２　撤去役務について

(1)　情報システムの借上契約に撤去役務が含まれる場合は、撤去役務取扱通知第１項第１号の規定に基づき、借上契約を締結した契約担当官等（以下「借上契約担当官」という。）は、原則として借上契約の契約相手方と合意書を取り交わすことにより借上契約から撤去役務を分離するものとのする。

(2)　撤去役務の調達については、原則として装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号）第５条の２の規定に基づき、地方調達により実施されることから、借上契約担当官は、当該合意書及びその他必要な資料を添付の上、当該情報システムの撤去役務の担当部署へ通知するものとする。

(3)　借上契約担当官は、情報システムの借上契約において賃貸借期間満了日の翌日から借上器材の返還が完了するまでの期間についても、民法で定める善良なる管理者の注意義務を負うことに留意しなければならない。

(4)　借上契約から分離された撤去役務の調達要求については、原則として撤去役務の分離に係る合意書を取り交わした後に実施するものとする。そのため、借上契約担当官は、賃貸借期間満了日の翌日から撤去役務が実施できるよう賃貸借期間満了日の６か月以上前までに合意書を取り交わすものとする。

　なお、調達要求元は、原則として当該年度に賃貸借期間が満了するシステムの延長の有無を賃貸借期間満了日の９か月以上前までに借上契約担当官に通知するものとする。

(5)　撤去役務の担当部署は、撤去役務の仕様書を作成するにあたり、返還に必要な協議を借上器材の所有者と実施するものとする。

(6)　情報システムを管理する物品管理官等は、撤去が完了するまでの期間についても借上器材の亡失等が生じないよう管理を徹底するものとする。

(7)　撤去役務の担当部署は、撤去役務を締結する契約担当官等（以下「撤去契約担当官」という。）が、撤去役務の契約相手方（以下「撤去業者」という。）に対して当該撤去役務の完了後、借主としての返還義務を負う借上契約担当官へ別紙様式第１を例とした通知を速やかに送付させることができるよう必要な措置を講じるものとする。ただし、借上契約担当官と撤去契約担当官が同一の場合はこの限りでない。

(8)　撤去役務の担当部署は、撤去契約担当官が、撤去業者に対して別紙様式第２を例とした借上器材の所有者が返還を確認した資料の提出を求める

ことができるよう必要な措置を講じるものとする。
ただし、撤去業者と借上器材の所有者が同一の場合はこの限りでない。

３　借上器材に含まれる官の情報の消去について

(1)　撤去役務の担当部署は、撤去役務において実施する借上器材に含まれる官の情報を消去する際は官の立会いの下で実施すること及び撤去契約担当官が、官の情報が完全に消去されたことを証明する資料の提出を撤去業者に求めることができるよう必要な措置を講じるものとする。ただし、官が借上器材に含まれる官の情報を自ら消去する場合はこの限りでない。

(2)　情報システムの借上契約において、官の情報の消去のためハードディスク等の物理的な破壊が必要にもかかわらず仕様書にその旨を明記していない場合には、原則として撤去役務の担当部署は借上器材の所有者と調整の上、借上契約の仕様書に「官の情報が含まれるハードディスク及び機器等については、借上器材の撤去役務において官の情報を消去するため物理的な破壊により使用不能な状態とすることができる。」を追記するなど適切に措置するものとする。

(3)　新規に調達する情報システムの借上契約において、当該情報システムの撤去時に情報保証を確保する上で借上器材に含まれる官の情報の消去のためハードディスク等の物理的な破壊を必要とする場合には、借上契約の仕様書に「官の情報が含まれるハードディスク及び機器等については、別途契約する撤去役務等において官の情報を消去するため、物理的な破壊により使用不能な状態とすることができる。」等を明記するものとする。

４　撤去役務に係る仕様書の作成について

情報システムの撤去役務に係る仕様書の作成においては、撤去役務取扱通知第１項第１号の規定に基づき、次の事項を原則として仕様書に明記するものとする。

(1)　撤去期限及び返還期限
(2)　借上契約に基づく借上器材の数量
(3)　官の立会いによる借上器材に含まれる官の情報の消去方法
(4)　原状復帰に関する事項
(5)　撤去役務に係る借上器材の所有者との調整事項
(6)　借上器材の返還に関する事項
(7)　撤去役務の完了通知に関する事項
(8)　借上器材の撤去に係わる疑義が生じた場合に関する事項

添付書類：別紙様式第１及び別紙様式第２
関連文書：装管調第３８０号（令和２年１月１４日）
配付区分：調達企画課長

別紙様式第１

年　　月　　日

（借上契約担当官）殿

（撤去業者）

システム撤去役務の完了について（通知）

標記について、下記のとおり通知します。

記

調達要求番号：
品　　名：
契約担当官等名：
契約相手方：
契約締結日：
撤去履行期限：
撤去完了日：

（借上契約の調達情報）
調達要求番号：
品　　名：
契約担当官等名：
乙の会社名：
丙の会社名：
賃貸借期間：自　　年　月　日
　　至　　年　月　日
合意書締結日：

写送付先：

別紙様式第２

年　　月　　日

（撤去契約担当官）殿

（撤去業者）

借上器材の返還終了について（報告）

標記について、下記のとおり報告します。

記

調達要求番号：
品　　名：
契約締結日：
撤去履行期限：
撤去完了日：

別添：（例：借上器材の所有者による受領書、返還を確認できる資料等）
写送付先：